

## 診療費未払金の回収業務について

当院では、一定期間を経過してもお支払いのない診療費等の債権について、医療費を適切に納めている方との負担の公平性の確保と収納事務の効率化及び未収金の縮減を図ることを目的として、下記の通り弁護士事務所へ委託することとなりました。

委託した債権については、下記の弁護士事務所が窓口となり、お支払いのご案内をいたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

契約開始:令和6年12月より

#### 【委託先】

名 称: 神田お玉ヶ池法律事務所  
所 在 地: 東京都千代田区岩本町 2-11-7  
ラ・アトレ岩本町 3 階  
代表者氏名: 弁護士 元橋 一郎

以上

独立行政法人国立病院機構 七尾病院